

## 「小野町耐震改修促進計画」概要版

### 1 計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。また、倒壊した建築物等は、非難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いた。

このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合していない住宅・建築物だった。

その後も宮城県北部連続地震、新潟県中越地震、石川県能登半島沖地震など大地震が頻発し、中でも16年10月と19年7月に新潟県で発生した2つの大地震では現在も多くの方々が避難生活を強いられている。また、福岡県西方沖地震は、大地震の発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考えれば、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられるものである。

福島県においては、福島盆地断層帯地震、会津盆地断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震の発生が懸念され、とりわけ福島県沖地震についてはその発生確率が30年以内で99%と公表されており(政府地震調査研究推進本部により平成19年1月10日公表)本町への影響も無視できない状況にある。

このような中、本計画は建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項の規定に基づき、国の方針及び平成19年1月に策定された福島県耐震改修促進計画を踏まえ、本町においても今後発生が予想される大地震等から町民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「小野町耐震改修促進計画」を策定する。

### 2 計画の期間 平成20年度から平成27年度までとする。

### 3 耐震化を促進する建築物

住宅

公共建築物 特に耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物のうち公共建築物(多数の利用者が利用する建築物で一定規模以上のもの。)

### 4 耐震化の現状と目標設定

区分	現況耐震化率	目標耐震化率
住宅	71.66%	90%
特定建築物	55.00%	90%

現況の数値については平成20年1月現在の数及び調査による概数

## 5 優先的に着手すべき建築物等の設定

### 1) 優先的に着手すべき建築物

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

### 2) 重点的に耐震化すべき区域

福島県地域防災計画及び町が定める路線等

種 別		路線名等	緊急輸送路線確保区間等
緊急輸送 道路	高速自動車道	磐越自動車道	町内全線(第1次確保路線)
	国 道	349号線	町内全線(第2次確保路線)
	主要地方道	船引大越小野線	〃
避難路等	避難路	避難地・施設等に通じる道路	
	避難地・施設等	小中学校、体育館等の公共施設 及び各集会施設	

## 6 耐震化を図る施策

耐震診断の支援策である木造住宅診断促進事業を実施するほか、国の補助制度の活用を検討する。

- ・木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅(昭和56年5月31日以前建築着手)で、一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法による木造3階建て以下の所有者自ら居住する住宅
診断費用の個人負担	1診断 6,000円
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 町 : 1/4

事業費120,000円が限度とする。

町民が安心して耐震化に取り組めるように、耐震診断や耐震改修に関する適正な情報提供に努める。

(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会などと連携)

建築団体と連携しながら、行政と民間が一体となって耐震化に関する総合窓口的役割をはたしていくことに努める。

(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会などと連携)